

しましては多摩の六つの市が構成団体として載っておりまして、申し上げますと小平市、それから東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の六つの市で構成される一部事務組合でございます。

なお、現在は派遣職員等七名の職員が準備にあたっているということでございまして、この子供科学博物館については、一応目標としては平成四年の秋の開館を目指していると、そのように聞いてございます。それから、この科学博物館の位置でございまずけれども、これは田無市の芝久保町五丁目二三〇五番地になってございまして、予定されております敷地面積については一万一千平米、建物の延床面積としては六千平米、この程度の規模の施設ができると、そういう内容でございまして。

以上、答弁にかえさせていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で終わります。

○議長（赤星行人君） 日程第十三 議案第八十八号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

予算の内容に入る前に、今回の補正予算の概要につきまして触れさせていただきます。まず、歳入におきまして主なものを申し上げますと、市税におきましては市民税の個人分、固定資産税、都市計画税の調停増によるものでございます。地方交付税におきましては八月に交付決定されました普通交付税の当初見積もり予算との差額分でございます。それと、平成二年度一般会計決算見込みによります繰越金等が主な歳入となっております。

歳出におきまして主なものを申し上げますと、民生費では事業に対します国都支出金の精算によります返還金、そのほかでは積立金でございまして、教育費で学校施設等整備基金への積み立て、それと諸支出

金におきまして、交付税として措置されました土地開発基金への積み立てが今回追加する主な歳出となっております。

それでは、予算書に基づきましてその内容について御説明申し上げます。一ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、総則でございまずが、第一条で既決予算額に歳入歳出それぞれ十三億六千九百八十九万七千円を追加し、歳入歳出予算総額を百八十一億七千五百四十七万円で定めようとするものでございまず。

次に、三ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表の歳入歳出予算補正で、まず歳入につきまして御説明を申し上げます。第一款の市税でございまずが、四億八千九百九十九万円の追加でございまず。まず、市民税で三億七千万円の追加は、譲渡所得等の伸びによる普通徴収分二億五千万円と、所得の伸びによる特別徴収分一億二千万円でございまず。

次の固定資産税九千七百万円の追加は、土地、家屋及び償却資産の調停増によるものでございまず。次の都市計画税の一千四百九十九万円の追加は、土地家屋に対する調停増でございまず。

第六款の地方交付税でございまずが、普通交付税におきまして、今般算定結果の確定がございまして、交付決定されました当初予算との差額四億四千五百三十七万二千円の増額でございまず。この増額の理由でございまずが、基準財政需用額で各費目の単位費用の見直し等が行われましたのと同時に、地域福祉の向上を図るための地域福祉基金、それから計画的な公共投資に必要な土地確保のための土地開発基金の需用額が特例的に措置されたことによります大幅な増加によるものでございまず。

第十款の国庫支出金の三百五十八万四千円の追加は、国家補助金でございまして、耐震性貯水槽の補助金申請をしております補助金の決定によるものでございまず。

次に、第十一款都支出金七百九十一万円の追加は、都補助金として熊川保育園改築事業で面積がふえたことによります補助金の追加七百八十五万四千円と、都委託金で都営住宅地元割当公募取扱事務費委託金五万六千円との合計額でございまず。

次の第十三款寄附金の百十百万円の追加は、西武信用金庫の地域協力基金からの寄附金百万円と、台東区

東浅草の市川竹女様からの寄附金十万円との合計額でございます。

次の第十五款繰越金の四億一千六百三十二万五千円の追加補正は、平成二年度一般会計決算によります繰越金で、当初予算との差額分でございます。一般会計の繰越金の総額は四億九千七百七十四万百三十円と相なる次第でございます。

次の第十六款諸収入一千三百七十万六千円の追加は、福祉補助事業の国都市負担金及び補助金の精算によります過年度収入三百万六千円と、第二中学校講堂の什器、器具、備品類の焼失、あるいは使用不可能によります動産分の共済金の見込額の九〇%の額、一千七十万円との合計額でございます。

以上が歳入でございます。

次に、五ページをお開きいただきたいと存じます。歳出について説明を申し上げます。第一款の議会費から説明させていただきます。議会費の百四十六万四千円は福祉センター建設特別委員会の設置によります報酬等で十萬四千円と、視察旅費百三十六万円の合計額でございます。

次に、第二款の総務費で一千百万円の追加でございますが、第三庁舎（仮称）の建設事業に伴います住宅解体除去等の工事費二百八十九万六千円、市政世論調査委託料の追加分九十三万二千円、町会会館建設費等補助金三百六万五千円、それと扶桑会館の学習室等の改良工事三百四十二万円でございいます。

次の第三款の民生費で五千八百八十万六千円の追加でございますが、社会福祉費で二百七十七万六千円は歳入で御説明申し上げました寄附金十万円を社会福祉協議会補助金として交付し、都営住宅地元割合公募事務費十八万四千円、福祉会館の修繕料百八万円、それと老人福祉事業の精算によります国都支出金の返還金八十一万二千円の合計額でございます。児童福祉費の二千二百五十四万八千円の追加は熊川保育園改築事業で、面積増によります設計委託料等の追加七百八十五万四千円、つくし保育園の雨漏りによります外壁及び屋上防水事業費の追加九百七十一万一千円、寄附金によります田園会館の印刷機の購入五十六万四千円、それと国都支出金の精算によります返還金四百十萬六千円等の合計額でございます。生活保護費の三千四百八万二千円は国都支出金の精算によります返還金でございます。

次に、第四款衛生費の五百七十一万七千円の追加は、西多摩衛生組合でごみ処理施設用地買収に伴いま

す一時借入金利息等の増加によります負担金の追加分四百八十八万二千円と、ごみ減量対策費で空き缶圧縮機二台分の購入費等で八十三万五千円との合計額でございます。

次の第九款消防費の百二万六千円の追加は、消防団員の損害保障等のための消防基金掛金負担金の追加分十二万六千円と、防火水槽解体除去工事費の九十万円との合計額でございます。

次に、第十款教育費につきましては、総額で九億八万五千円の追加でございますが、教育委員会委員の就退任によります報酬の増八万五千円と、学校施設等の整備事業のための学校施設等整備基金への積み立て九億円との合計額でございます。なお、この基金の総額は十九億一千八百九十九万二千円となります。

次の中学校費の七百六十七万六千円の減額は、学校施設整備のための工事費確定による減額分一千八百六十七万六千円と、第二中学校の講堂の消失等によります備品購入費一千百万円との相殺額でございます。次に、社会教育費の百七十三万円の追加は、松林会館記念史の印刷代百万円と、寄附金によります中央図書館の印刷機の購入費七十三万円との合計額でございます。

次に、第十二款の諸支出金の基金費におきまして二億二千万円の追加は、用地取得のための土地開発基金への積立金でございます。なお、この基金の総額は五億七千万五千円となります。

次に、予備費でございますが、一億七千七百七十四万五千円の追加は人事院勧告によります給与改定等の財源留保及び財源調整によるものでございます。

以上、歳出予算は十三億六千九百八十九万七千円の追加で、歳出予算総額は百八十一億七千五百四十七万円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 三点ぐらい伺いたいのですけれども、まず、二ページの広報活動費のところの世論調査の委託料が、これは当初にあるから増額ですよ。増額内容をちょっと伺いたいということと、

この増額理由ですね。

それから、三一ページの、今の学校施設等整備基金積立金の説明はもうちょっと詳しく説明してほしいのです。前回の教育委員会を僕は傍聴させていたのですが、その中で債務補正に対する意見聴取の確保が可能なことがあるのでは、これは第五都営のところ、この間話になってますね、学校用地の確保ができるようなことがあるので、それを買収するのでお金が必要なのでここへ積んだのだというような事情聴取に対する説明を行っていたのです。間違いないと思うのだけれども、そういう説明は委員会ではするのかもしれないけれども、本会議ではしてくれないのかな。よくわからない。

それから、もう一つ、三三ページの諸支出金で基金費で、ここでもまた、実際には十三億円の今回の補正の十一億円が基金で積み立てられることになるわけで、こうするといわゆる基金というもので積み立てて、今回積み立てで十一億プラスになったわけですけども、今時点で一体市民一人当たり幾らの基金があるという形になっているのかということ、この時点で構いませんからちょっと数字だけ伺わせてください。以上三点です。

○企画財政部長（野沢久人君） それではまず、二一ページの広報の関係の増額理由ということでございます。これは、実は当初予算で世論調査の関係で三百六十万円の予算を組ませていただきました。ところが、これは不調に終わりました、その理由と申しますのは、基本的には福生市の世論調査は面接調査でございました、そのための人件費といったようなものがかかり値上がりをしているというようなことで、業者の方にとっていただけなかったと状況になってしまいました。したがって、どうしてもやはり調査そのものは同じ形でやりませんと比較ができませんものですから、同じ面接調査の形でぜひやらせていただきたいということで、今回その差額分として見込める額をここで計上させていただいたと、こういう形でございます。まことに、当初の予算計上での段階での見積り甘さというものがあつたわけでございまして、申しわけないと思っておりますが、そんなことでございます。

それから、学校施設整備基金の積み立ての関係でございまして、確かに今の提案理由の説明の中で九億

円を積み立てる理由について非常に大ざっぱな説明の仕方、学校施設整備のためのというような言い方をしてしましまして恐縮でございました。今お話もございましたように、第五都営のところの都営住宅の関係については大分話が進んでまいっております、これについてはまた全協等でも御報告を申し上げます。予定でございますけれども、福生市に小学校用地を提供するという、既にできております協定書に基づく仕事は来年度あたりから出てくるという形になってございます。金額的な部分、あるいは面積の部分についてはまだ正確な数字というものは押さえられないわけでございますが、約一万五千平米ぐらいの小学校用地ということになってございまして、そのうちの大体、これも計算のやり方によっていろいろ変わってくるのでございまして、大体三分の一よりちょっと多くの部分になるうと思っておりますが、その部分は東京都がみてくださるという形になっております、約三分の二弱の部分福生市が買い戻しをしていくということになりますと、九千平米から一万平米の間で恐らく福生市が買い戻しをしないといけない、一万平米としますと三十五万で計算しましても三十五億という金になるわけですが、そんな形でございまして、都営住宅の跡地の要するに用地買収の経費を積み立てておかないと対応ができないという状態になっております。そんなことで、今回の学校施設整備基金への積み立てをやらせていただいたところでございます。

続きまして、特定目的の基金の現在段階での市民一人当たりの額ということでございますが、二十一万五千七百五十九円ということになっております。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 幾つかの説明よくわかりました。ありがとうございます。

二一ページの世論調査のところでもうちょっと聞きたいのですけれども、面接による方法が変化をしない方が非常に正確なものが出てくると思えますけれども、これは中身も前回と同じような、例えば私は非常に困ったなと思っているのは、基地に関するところの世論調査でも、世論調査というよりもむしろ世論誘導といった形のものしか行っていないという指摘を再三行っているわけですけども、例えば基地についてもあつて当然である、国政上あつてもやむを得ない、あつてもやむを得ないが、騒音対策に力を入れるべきだなどというのはほとんど僕はペテンに近い調査だというふうに思っているのです。

今、要するに対策に力を入れるべきだと言うけれども、ここがもしもなかったら、あってもやむを得ないだけだったならば何%が賛成するだろうかと思うのですよ、こんなにうるさくなって。それでなおかつ賛否といった評価のところでも、前回の調査の中では、要するに力を入れるべきだという意見が五六%、五割を超していて、次いで国政上の問題だからあってもやむを得ないが一六%であり、もっと積極的肯定論の国の防衛施策の施設であり、あって当然である四%、合計で七六%になり、四人に三人が基地の存在を肯定、あるいは容認しているというような結論を導き出すようなことをしているわけです。これはまた、このやり方でおやりになりたいというふうに思っているのかどうかということ、この段階で補正が出てきていいチャンスなので、できればこういう聞き方ではないような聞き方が行われるべきだと思いますけれども、そこはどんなふうにお考えなのかを伺っておきたいと思っています。

それから、次の三ページのところ、部長の説明でよくわかりましたけれども、これは最初に予算を、つまり基金を積み立てるときの説明としては必要がないという判断で最初に説明をなさらなかったのかというのをちょっと伺っておきたいのですけれども、学校整備のために基金を積み立てますというのは最初の説明ですね。一番最初の説明ですね、壇上での。このときには内容については踏み込む説明の必要がないのだというふうな判断でそういう説明をなさって、聞かれれば答えるというふうなつもりでなさったのかどうかをちょっと聞きたいのです。つまり、僕は偶然たまたま教育委員会の意見聴取を傍聴していましたが、この九億円についてはなるほどなというふうな理解していたわけですから、例え九億円ものお金を積むときに、きちんとした根拠がなく、ないわけではなくあるわけですから、あることについてなぜ当初の説明をなさらないのかということについてちょっとよくわかりませんので、そのころはもう少し聞いておきたいというふうに思います。以上です。

○企画財政部長（野沢久人君）　まず、第一点目の世論調査の関係でございまして、基地に関する質問の仕方がまずいのではないかという御指摘は前々からいただいているところでございます。したがって、こういう世論調査そのものが非常に学問的な形で現在行われていくようになっておりまして、そういう点で専門業者に委託したいわけですが、そういう意味で専門業者の意向、意見などを十分に聞い

た上で選択肢の設定をしたいというふうに考えています。

具体的にこれらのことについては、業者が決まった段階で十分に調整をしながら質問をしていけるようにしたいというふうに思います。ただ、今までも同じような形で調査は進めさせてきていただいております。そういった点ではどんなふうになるかという点については、現在の段階ではわからないわけですが、そんなふうと考えております。十分に検討したいと思っております。

それから、学校施設整備基金の説明、当初の壇上での説明の仕方についての御指摘をいただきました。確かに言われてみますと、おっしゃるところについてはそのとおりというふうにも思います。ただ、補正予算の説明が非常に長くなってきているというようにございまして、若干そういったところを省略させていただくような説明の仕方をさせていただいてしまったことについてはおわびを申し上げます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）　二ページのことについては、調査会社のこともあると思いますが、実は五十七年の調査から、それまでの世論調査の中でこの項目が出てきたと思うのですよね。それまでは横田基地の調査はなかったのです。我が町の調査の中で、それは、それまでの市長さんの御意向だというふうに思いました。基地のことは市民などに聞いてはいけないと、聞かせないということの反映だというふうに思いますけれども、ともかくにも、基地についての意見が出てくるだけでも僕は前進であるというふうに思いますけれども、どちらにしましても、市長から教育長まで基地肯定のために奔走するような町です。当然のような援護射撃をするのは、まあ市としては当然だろうなという気がしますけれども、公平な世論調査をやることを望みたいというふうに思います。

それから今の説明で、僕はもう質問はしませんけれども、納得できないのは、だから申し上げましたけれども、九億もの金を積んで設備をするというのだから当然中身は何のためであるというのにはあてしかるべきだというふうには思います。そういうようなことは、説明の時間が長い短いの問題ではなくて、五小用地についての積み立てだというふうにいえばわずか一分もかからずに済むことなので、省略をなさるにはそれなりの議会対策の意味はありだろうというふうにちょっと思いたいと思います。これで終わ

ります。

○十一番（松山 清君） いずれにしても、総務委員会やその他の委員会に付託になって慎重審議されると思いますけれども、それにいたしましたとしてもちょっと基金の問題でお聞きしたいと思えます。

九億円を積み立てます学校施設整備基金、部長はいわゆる用地取得には三十五億ぐらい大ざっぱな形でかかるだろうというふうなことをおっしゃいましたけれども、今の時点で考えて、では起債等も含めましてどのくらいの一般財源としてそれを買収するための財源が必要なのか、そこもひとつ教えていただきたいと思うのです。

それから、この土地開発基金の方なのですけれども、今回、地方交付税との絡みで積み立てをするのだというふうなことをおっしゃっていますけれども、過去に一般財源としてこの土地開発基金に積み立てたことがあるのかどうか。私の記憶するところはないかと思えますけれども、その点。

それから、これを積み立てることによって五億七千万円になるわけですけれども、実際にこの土地開発基金を運用して、言ってみればこの土地開発基金条例の第一条にあるような、そういう形というものを実際に、今土地がこれだけ高くなった中で、目的は今までも十分機能していたのかどうか。恐らく見るところほとんどこの第三条の運用のところにありますように、土地開発公社に貸し付けるといような形の運用が主ではなかったかと思うのですけれども、その点はどうか。

○企画財政部長（野沢久人君） それでは、まず学校施設整備基金の關係の御質問からお答えを申し上げます。と思います。先ほど三十五億くらいになるだろうというふうに申し上げましたが、実際の数字についてはまだわかりませんけれども、恐らく起債の問題が、御指摘ありましたので、その点についてまず最初にお答えを申し上げます。恐らく全部の額を合わせますと百億を超すような起債をこれから起こすような形になってしまふということがあります。起債の額を抑えていかないと、いわゆる起債制限にひっかかってしまうという問題が出てまいります。

したがって、現在の段階では第八小学校に關する起債については一応十億程度の額で考えております。一応学校の施設まで入れて考えますと、恐らく五十億から五十二億ぐらいの額になるのではないかと、いう予測をいたしております。そうしますと、基金の形で持っていないと、ならない額というのは二十億程度にはなるかというふうに思っております。

なお、当該年度の予算の中で措置できる額というのはその年度、年度によって大分変わりますので、そういった点での問題はございますが、一応当該年度で、その一般財源で充てられる額を五億程度という計算をしまして、ほかのものに影響のない範囲で考えていきますと、そのくらいの額になるかというふうに考えております。

それから、土地開発基金の關係でございますが、今までの積み立て關係については、基金の利子分の積み立てをやっております。特段一般財源から積み立てたというケースは、最近では全く記憶にございません。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） 土地開発基金に關連をいたしました、土地開発公社の運用等についての御質問でございますけれども、本議会でこの土地の關係については一部御相談をしたいと、そういうこともあるわけでございますけれども、土地開発基金につきましては、運用の中では土地開発公社と両面というような形で運用しているのが実情でございます。確かに土地開発基金そのものが、今回二億二千万が積み立てられまして五億七千万、そういうふうな形になりました。基金面で申し上げまして非常に、現在の土地の需要等考えますと非常に安くないという問題もございまして、必ずしもこの五億で十分ではないわけでございますけれども、土地開発基金というような形で積み立てますと、それについては土地開発公社の運用

する基金と違いました。利息等の問題、そういったものがある程度カバーできると、そのようなことから、これからの運用の中では用地の確保する内容にもよりましますけれども、できるだけこの土地開発基金というものを多く使いまして、その中で一応土地の活用についての運用を図っていききたいと、そのように考えております。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 基金の問題で、例えば学校施設等の問題でも、決算委員会も近いので、そういう中でもいいかも知れませんが、一応部長、ちょっと書き物にして一回、資料という形になるのかどうかわかりませんが、そういう形で一回御提出いただきたいと思うのです。そうしないとしたら起債がどうのこうのという数字だけでなくて、だって今の説明を聞いただけでも、ではそれだけの積み立てをここで一気に九億もやるような必要性があるかという、そこは私は全然出てこないと思うのです。では来年の当初だって一定のものはもちろん積めるだろうし、では来年の当初の時期にすぐその土地を買えというふうに迫られるなんてことはとうていあり得ない話でしょう。平成四年度の当初の時点でこの金額を持ってなければ用地を取得できないのだという事態にはなり得るということはどうていあり得ないですね。まだ人はたくさんお住まいになっておられるわけですから。ということになりますと、どうも財政担当が一番これはやりやすい。言ってみれば余ったお金は全部基金に積み立てちゃうと、まさに貯め込み式の、その指摘がずばりの中するような、そういう運用をやはりやっていると思います。その程度にしておきます。

それから、土地開発基金の方なのですけれども、今回土地開発基金に二億二千万を積み立てないということをしたとすれば、地方交付税の方との関係で絶対にまずいということになるわけですか。地方交付税との兼ね合いで絶対に積み立てなければならぬ金額というのはこの二億二千万なのです。その辺の関係をひとつ教えていただきたいと思います。

○企画財政部長（野沢久人君） 地方交付税は一般財源でございますので、積み立てなくてはいけないということとはございません。ただ、需用額の中に二億二千万円の需用が特例措置として今年度だけということになると思います。来年度はないと思いますが。そういう形で説明されている額として入ってきたという

ことでございまして、それを有効に歳出の中で使っていく仕組み、やり方としては先ほど総務部長の方から説明がございましたような需用があるわけでございますので、土地開発基金の中に入れるのが最も望ましいであろうという判断をしたということでございます。以上です。

○十一番（松山 清君） そうしますと、地方交付税の需用額で二億二千万みられたと。しかし、おっしゃられように一般財源なわけですから、積み立てなければならぬという筋合いのものではないわけですね。しかし、財政担当からすれば積み立てるのが一番、言ってみれば簡単ですね、それは。何をかわんやと思うのですが、そういうことになるのではないですか。この程度にしておきますけれども、以上で終わりにしておきます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十八号は、総務及び厚生両委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十八号は、総務及び厚生両委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 一時まで休憩をいたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四 議案第八十九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民部長 岩崎好亮君登壇)

○市民部長(岩崎好亮君) 御指名をいただきましたので、議案第八十九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成二年度分の精算によるものが主なものでございまして、歳入につきましては前年度の繰越金、また、歳出におきましては電算委託料及び償還金の補正に必要が生じたため補正しようとするものでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが四一ページをお開き願いたいと思います。まず、総則でございしますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千八百七十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十二億九千六百十三万九千円と定めようとするものでございます。次に、四三ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出補正予算につきまして御説明申し上げます。最初に歳入でございしますが、第七款繰越金の一千八百七十五万三千円の補正は、前年度の繰越金でございまして、歳入の総額としまして二十二億九千六百十三万九千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。第一款総務費の三十九万七千円の補正でございしますが、一般管理費の統計資料及び月報等の作成に要する委託料でございします。

次に、第七款諸支出金の五百七十三万八千円の補正でございしますが、昨年度の療養給付交付金が確定額を超過し、交付されているため精算し返還しようとするものでございます。

次に、第八款予備費の一千二百六十一万八千円の補正でございしますが、財源の調整をさせていただきます。以上、歳出の総額は一千八百七十五万三千円でございまして、総額二十二億九千六百十三万九千円とするものでございます。

以上、雑駁な説明でございしますが、慎重御審議賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

申し上げ説明とさせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(原 敏子君) 一つだけ、今説明がありました一般管理費の電算委託料の関係ですが、今の説明では統計資料とか月報などの作成にしたいのだということですが、これはそうすると、この補正予算で初めて行う、今までの電算委託とは違う、新たなものというふうに考えていいのかどうかというのと、それと、もし新しいものののだというふうなことでしたら、これまで委託しているところと同じ会社へ委託するのかわということを含わせて、以上です。

○市民部長(岩崎好亮君) これは、新しく新たにするものでございます。今までの電算の委託料とは違ってあります。

それから、ただいまのことでございますけれども、会社の方は別の会社でございます。

○十二番(原 敏子君) そうしますと、今回はこの補正ですから、国民健康保険電算等委託料と一本しか出てきませんが、今度からは、この国保の当初予算からは、これは二つ出てくるような形になるのですか。

○市民部長(岩崎好亮君) この場合は今回一回でございまして、どうかと言いますとセットと言いますか、プログラムをつくる関係でございしますので、その委託でございしますので、次からはこれは出ないと、また改めてプログラムをつくるようですとお出しますようですが、経常的ではございません。

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十五 議案第九十号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第九十号、平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

まず、五七ページを開きいただきたいと存じます。総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億三百八十七万三千円を増額し、歳入歳出予算の総額を二十四億一千二百二十七万二千円と定めようとするものでございます。第二条では地方債につきまして増額変更をお願いしようとするものでございます。

次に、五九ページを開きいただきたいと存じます。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。歳入でございますが、繰越金で六千二百七万三千円の増額補正は前年度繰越金でございます。

次に、市債で四千八百八十万円の補正は公共下水道事業債で、歳出関連事業の増額に伴うものでございます。

以上、歳入合計二十四億一千二百二十七万二千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、事業費で四千四百万円の増額補正は工事請負費の増額に伴うものでございます。

次に、予備費でございますが、五千九百八十七万三千円を増額し、財源調整をするものでございます。

以上、歳出合計二十四億一千二百二十七万二千円と相なるものでございます。

次に、六〇ページを開きいただきたいと存じます。第二表地方債の補正でございますが、これは対象事業費の変更により、公共下水道事業債限度額三億五千八百五十万円を四億三十万円に増額変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上で、説明といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十六 議案第九十一号、福生市民会館大ホール舞台調光設備改良工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十一号 福生市民会館大ホール舞台調光設備改良工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

福生市民会館は開館以来十四年が経過し、機器に老朽化が生じたため、今回大ホールの舞台照明卓及び調光設備等の取替工事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

それでは、本工事の概要につきまして説明を申し上げます。本工事は調光設備工事が主なものでございまして、既存の調光設備機器を撤去し、新たに調光基盤、照明操作卓、デジタルクロスバー等を設置しようとするものでございます。このほかに配線設備工事、フロントサイドスポット改修工事、照明器具移送工事をそれぞれ行うものでございます。なお、工事に伴い大ホールの使用ができない期間は、平成四年一月二十六日から三月末日までの予定でございます。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生市民会館大ホール舞台調光設備改良工事で、契約の方法といたしましては、中小企業の受注機会の増大を図るための共同企業体方式で、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は一億六千六十六万五千円でございまして、この金額は消費税四百六十六万五千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してあります資料のとおりでございますので、御参考にご供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成四年三月二十五日までとなっております。

契約の相手方は、東京都渋谷区渋谷二丁目十一番三号、山加・宮崎建設共同企業体代表者山加電業株式会社代表取締役深井茂乃之助でございます。なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました株式会社多摩建設設計事務所と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は原案のとおり同意されました。

○議長（赤星行人君） 日程第十七 議案第九十二号 福生市民体育館主競技場窓枠改良工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十二号 福生市民体育館主競技場窓枠改良工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

福生市民体育館は開館以来十八年が経過し、主競技場窓枠のスチールカーテンウォールサッシが錆で腐食し、このためガラス止めのガasketが膨れ、漏水を起こしている状況であります。また、ガラス面が垂直でないため陽の反射により車両の交通に支障を来す恐れがあるためガラス面に塗装をし、その防止に対応している状況でございます。このため、今回主競技場の窓枠改良工事を施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして御説明申し上げます。本工事は既存のスチールカーテンウォールサッシを撤去し、軽量で腐食の少ないアルミカーテンウォールサッシに取り替えを行うものが主でありまして、ガラス面は垂直に取り付け、ガラス材は反射率の少ない熱線吸収板ガラスを採用し、飛散防止フィルムを張って万一の事故防止にも考慮していきたいと存じます。また、合わせて内側の電動ブラインドを改良しようとするものでございます。工事規模といたしましては、アルミカーテンウォールサッシが約八百八十平方メートル、熱線吸収板ガラスが約八百八十平方メートル、電動ブラインドが約六百三十平方メ

ートルでございます。なお、工事に際し、できるだけ利用者の使用の妨げにならないように配慮し、閉館をせずに工事を進めてまいりたいと存じます。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が福生市民体育館主競技場窓枠改良工事で、契約の方法といたしましては共同企業体方式で指名競争入札による契約でございます。契約の金額は三億二千七百五十四万円でございまして、この金額は消費税九百五十四万円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してあります資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと存じます。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成四年三月二十五日までとなっております。契約の相手方は、東京都中央区銀座八丁目二十一番一号、竹中・田村建設共同企業体代表者株式会社竹中工務店取締役社長竹中統一でございます。なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました株式会社古河建築事務所と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十四番（小野沢 久君） それでは、何点かお尋ねをいたします。

この契約の同意について云々ということではございませんけれども、ジョイントベンチャーの関係につきまして、当市の場合は多分五十二年か三年ごろから工事が三億円、設備が五千万という形でやっていくと思うのです。ジョイントベンチャーはそれなりの意味がありまして、中小企業の技術の向上だとか受注の機会均等とかといった大きなメリットがあってこまできたわけでございますけれども、現実に三億円という数字が、今の工事金にはなかなかそぐわなくなってきているような気がいたしますので、他市の状況だとか、あるいは最近ジョイントベンチャーの金額を変えたところがあるかという点、それから先ほどの説明でもありましたけれども、体育館は閉館をしないで工事を行うということでもありますけれども、実

際にどの程度使うときに影響があるのかどうか、主競技場についての影響が全く出てこないのかどうかという点をお尋ねいたします。以上です。

○企画財政部長（野沢久人君） ジョイントベンチャーのことについてのお尋ねでございますが、他市の状況ということでございますので、二十六市の状況をちょっと御説明させていただきたいと思っております。このジョイントベンチャー方式、共同企業体方式で仕事をしていくということにつきましては、建設省の方でいろいろ御指導があるわけでございますが、今御指摘がありましたように中小企業関係、あるいは受注機会の増大といったようなさまざまな意図を持ったような形で進んでいるところでございます。最近内規をぜひつくれというような指導等もなされてきているところでございますが、現在は二十六市中内規ないしは要綱による基準を持っておりましては六市だけでございますが、八王子、青梅、昭島、それから東大和、多摩、それから福生と、この六市が基準的なものを持ってございます。それ以外の市は、その工事ごとにそれぞれの段階で決めていくというようになり方になっているようにございます。

なお、金額の関係で申し上げますと、福生は一応三億という建築の工事の基準を持っておりますけれども、昭島は十億、それからほかのところ、多い順に申し上げますと昭島が十億、多摩が五億、東大和が四億、青梅は三億、福生と同じです。それから八王子は二億というような金額を現在の基準として持っているということでございます。

最近これらの数字が変わっているかというお尋ねでございましたが、ちょっとそれはそこまで調査が行き届いておりませんで恐縮でございますが、最近になりました中央建設業の審議会の答申等も建設関係では出されておりました、その中でこういったようなものをぜひつくれというようなことも出てきていて、現在全国的な調査も建設省の方で行っているようにございますので、そういったものも勉強してまいりたいと、そんなことを考えております。以上でございます。

○建設部長（小野光朗君） それでは、工事に際しての競技場等の使用の関係でございますけれども、御承知のとおりここは壁面のガラスのウォール工事ということでございますので、ことによりますと階段部分、観覧席の部分については、現場の工事の準備がありますけれども、主競技上とか、アリーナ部分につ